

# 赤磐市立仁美小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

### 現状

○ここ数年、いじめの認知件数は0件である。小規模校であり、日常的に上学年が下学年の世話をしたり、一緒に仲よく遊んだりしている。時折荒い言葉遣いや意地悪する場面がみられることもあるが、その都度指導をしている。

### 課題

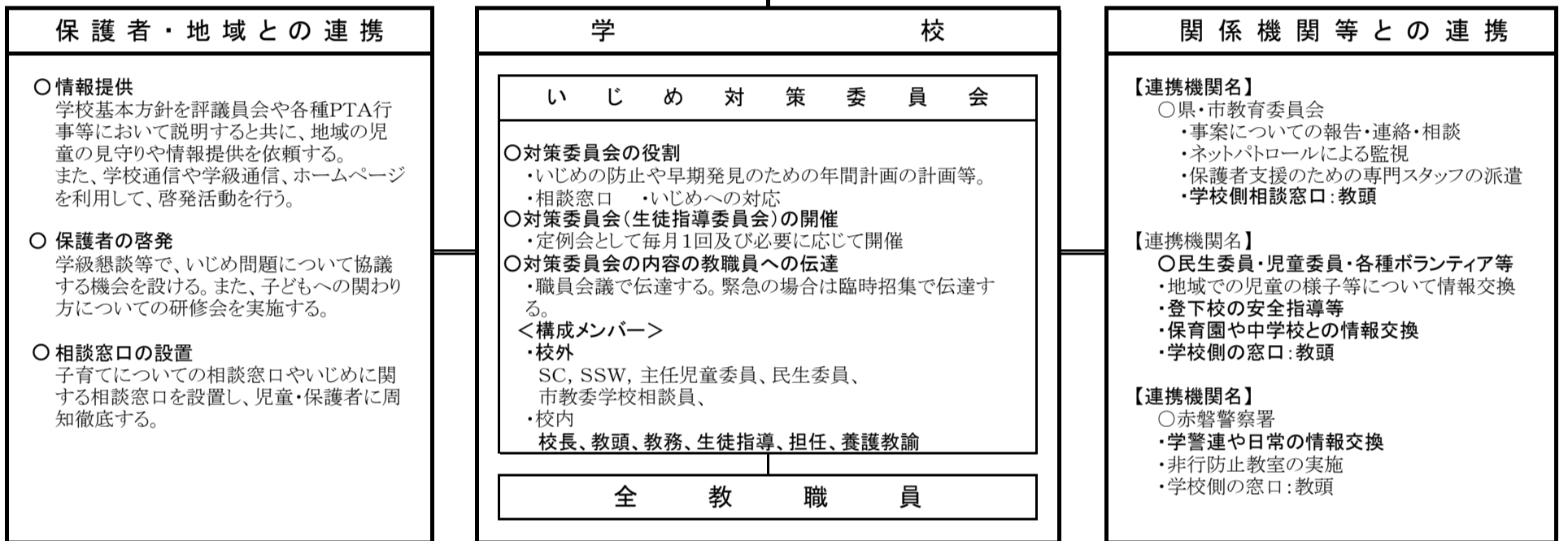
○小規模校であるが故に友達関係が固定化されやすく、何かのきっかけでいじめにつながらないとは決して言えない。全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、生活アンケートや教育相談、日常の生活観察を通していじめの早期発見を図るとともに、他の分掌組織と連携して学校を挙げた未然防止の取り組みを日頃から行う。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、どの学校やどの学級でも起こりうるものである。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校ではこのような基本的な考え方に立ち、全ての児童がいじめをしない、他の児童に対して行われるいじめを見て見ぬふりをしない、問題を捉えたら勇気をもって訴えることができるように、保護者や地域、関係機関とも連携しながら、いじめ防止のための対策を行う。

### <重点となる取組>

- ・未然防止(いじめを許さない見過ごさない雰囲気づくり、児童の自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動の推進、  
全学年での情報モラル指導)
- ・早期発見(全職員による日常観察、定期的な生活アンケートや教育相談の実施、正しいことを勇気をもって言える力の育成、  
保護者や地域との連携による情報収集)
- ・早期解決(組織的な取り組みによる「当該児童の安全の保証」、「家庭と協力した事後指導」、「関係機関との連携」)



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

|           |  |
|-----------|--|
| ①<br>未然防止 | <p>○校内研修を通して、いじめについての共通理解を図る。</p> <p>○いじめを許さない態度・能力の育成を図る。<br/>道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進各種ボランティアの人との交流等を通して、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。</p> <p>○一人一人が活躍できる集団づくりを推進する。(大勢の人の前で自分の考えや意見を言う機会を多く設ける。)</p> <p>○特別活動等を通して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を多く設け、児童の自己有用感を高め、自尊感情を育めるように努める。</p> <p>○「いじめについて考える週間」を中心として、児童会活動や学級活動等において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取り組みを実施</p> <p>○特別支援教育に対する理解と啓発を図り、違いを認めて互いに助け合える関係づくりを推進する。</p> <p>○情報モラル教育を進めるとともに、PTAと連携して家庭でのインターネットや携帯電話、ゲーム機等の使用についてルールを設けるなど協力を求める。</p>  |
| ②<br>早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握<br/>定期的なアンケート調査や教育相談(年2回)等を実施することにより、児童の実態把握に努め、日頃からいじめ等の問題を訴えやすい雰囲気をつくる。</li> <li>・相談体制の確立<br/>児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、周知徹底を図る。</li> <li>・日常的な観察<br/>休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子を観察したり、連絡帳や生活ノートなどを通して、交友関係や悩みの把握に努める。</li> <li>・家庭への啓発<br/>学級懇談等を通して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> <li>・ネットパトロール業者と協力して、ネット上のトラブルの早期発見に努める。</li> <li>・ネット上のいじめとその対処法に関する職員研修を行い、早期発見への意識を高める。</li> </ul>  |
| ③<br>早期解決 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見・通報を受けたときの対応について             <ol style="list-style-type: none"> <li>①相談・通報があった場合は、真摯に傾聴する。また、発見や通報を受けた職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を伝える。</li> <li>②対策委員会は、該当児童から事情を聞き取り、いじめの事実確認をていねいに行う。</li> <li>③事実を被害・加害児童の保護者に連絡し、協力を得るとともに、学校の設置者に報告し指示を仰ぐ。</li> <li>④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。</li> </ol> </li> <li>・いじめられた児童とその保護者への支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>①徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するなどいじめられた児童の安全を確保する。</li> <li>②状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。</li> <li>③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。</li> </ol> </li> <li>・いじめた児童への指導とその保護者への助言             <ol style="list-style-type: none"> <li>①いじめた児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。</li> <li>②事実関係を保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。</li> </ol> </li> <li>・ネット上のいじめへの対応             <ol style="list-style-type: none"> <li>①ネット上において名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、直ちにプロバイダに対して速やかに削除を求める。</li> <li>②家庭との協力の下、情報モラルや法的責任について個別指導や全体指導を行い、加害児童に反省を促すとともに、被害児童に対する精神的なケアを行う。</li> </ol> </li> </ul> |